

第十三回 参議院 内閣委員会 會議録 第七号

昭和二十七年三月十四日(金曜日)午後一時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 鈴木 直人君

委員 石原幹市郎君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
上條 愛一君
三好 始君

委員外議員

厚生委員長 梅津 錦一君
政府委員 總理府恩給局長 三橋 則雄君
文部政務次官 今村 忠助君
文部省調査普及局長 久保田藤麿君
事務局側

常任委員

杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 會專門員

本日、の會議に付した事件

○連合委員会開会の件
○統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。
お諮りをいたします。厚生委員会から、恩給法の特例に関する件の措置に

関する法律案につきまして、内閣委員会に對しまして連合委員会開催の御要求がありました。これを同意することに御異存ありませんか。

○楠見義男君 私は結論として別に異議はないのでありますが、その前に、厚生委員会の方から、この連合審査を御要求になった事情、理由ですね、これだけを念のために一応伺つておいたほうがいいんじゃないかと思つております。委員長のほうで若しお聞きになつておるとすれば、委員長から結構でありますからお聞かせ願ひたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 楠見君にお答えいたします。理由の細かいことは伺つておりません。厚生委員長から、この問題につきましては厚生委員会においても非常に関心の深い問題であるから、是非ともこれに連合委員会を開いてこの審議に参加したい、こういう御趣意を伺つておるのでございます。

○楠見義男君 その意味は、目下厚生委員会のほうで軍人遺族の援護の問題について非常に熱心に御検討になつており、それとの関係において連合審査をお申込になつておられるのか、或いはそれ以外に、恩給制度の問題になつて参りますと、一昨日でございまして、か、内閣委員会でも審査をしたのに関連いたしますが、人事委員会も新らしく恩給制度については御検討になるようでありまして、單に恩給制度という観点からであるとすれば、ひとり厚生委員

員会のみならず、人事委員会ともやつたほうがいいと思ひます。その理由如何によつては厚生委員会だけ、或いは理由によつては厚生、人事、内閣、こういうふうに一緒にしたほうがいいと思ひます。そういうふうな意味合いから一応伺ひして置いたほうがいいんじゃないか、こういうふうにかへます。

○委員長(河井彌八君) 委員長の了解いたしますのは、先刻厚生委員長からお申出がありました中で、特に第三條の規定の第一項、第二項等について非常に強い御意見があつたのであります。それだけ承知してあります。それからもう一つ人事委員会との連合につきましては、内閣委員会からこれを促すわけには行きませんけれども、自然そういうことも起り得ると思ひます。それは人事委員会からのお申出がありましたならば、厚生委員会からのお申出と同様に取扱つてもありますから、如何ですか。

○楠下重次君 丁度厚生委員長がここに見えておりますが、この機会に御説明をお願いしたら如何ですか。

○委員外議員(梅津錦一君) 委員外発言をお許し頂きますと簡単に申し上げます。御存じのように戦傷病者戦死者遺族等援護法案が只今出ておりますが、この法案の内容を見ますと、元軍人の恩給に関する問題が当然出て参りますし、その他援護法が大体においてこの恩給法の特例に関する審議に重大な意義を持つておる。言ひ換えれば、

これが元になつて将来仕組まれて行く、でありますから、この元のほうではつきりしませんと、将来厚生委員会で取扱つておる諸問題の審議に當つて疑義を生ずる点がありはしないか、こういうような点で、この法律内容を十分承知して置く必要がある。こういう立場から、まだ仔細に互つては相談しておりませんが、そういう主なる理由で是非参加させて頂きたい、こういうのが、簡単にございまして、論旨でございまして。

○委員長(河井彌八君) それでは只今の議題にいたしました厚生委員会との連合委員会を開くということに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではさうに取計いたします。暫時休憩いたします。
午後一時五十六分休憩

午後二時六分開会

○委員長(河井彌八君) それでは内閣委員会を開きます。
統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府の説明を求めます。

○政府委員(今村忠助君) 大臣は参りかねるとのことでございますので、私代つて御説明申し上げます。
統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。今回政府から提出いたしました統計

法及び教育委員会法の一部を改正する法律案について、その提案理由と法律案の概要とを御説明申し上げます。これは國の指定統計調査事務につきましては、その事務の一部を地方公共団体の長に委任して処理して参りましたが、教育委員会法が制定されてから、御承知のように教育事務につきましては教育委員会が専らこれを管理し執行して来ております。そのため、國で行う教育に関する指定統計調査もその種類によりましては、教育委員会にその事務を委任する必要があると感ぜられるに至りました。一方、教育委員会におきましては、その発足以来教育関係の調査統計に相当の力を注ぎ、見るべき成果を挙げているのであります。若しそれらの統計調査が必要に応じて指定統計として指定され、教育委員会のみならず実施することができたらば教育統計の合理的実施やその発達については、もとより指定統計そのものの充実という面からも極めて有意義なことと考えられるのであります。以上二つの理由から統計法に技術的な修正を加え、教育委員会も國の統計調査事務の委任を受けると共に、みづから指定統計を作成し得るようになし、併せて教育委員会法に所要の改正を行ひまして、國の指定統計調査事務が教育委員会に委任された場合、その事務処理の的確を期し得るようになしたものであります。

以上この法律案を提案した理由とその趣旨について申し上げます。何とぞ

この改正法律案の必要性を認められ、慎重審議の上、御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) お諮りいたします。本日は統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案につきましては政府の説明を聞取つた程度にとどめておきまして、これで散会しようと思ひますが、如何でございますようか。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは次回は又改めて御通知いたします。

これを以て散会いたします。
午後二時十一分散会

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- 一、統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案
- 一、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律
第一條 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第三項、第十條第六項、第十二條第二項並びに第十八條中「地方公共団体の長」の下に「又は教育委員会」を加える。
第五條第一項、第六條の二第一号、第七條第三項、第八條第三項及び第十二條第一項中「又は地方公共団体の長」を「地方公共団体の長又は教育委員会」に改める。

昭和二十七年三月二十日印刷

第二條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第五十五條の次に次の一條を加える。
(教育委員会が処理する国家事務の指揮監督)

第五十五條の二 教育委員会が国の機関として処理する行政事務については、地方自治法第五十條の規定を準用する。但し「普通地方公共団体の長」とあるのは「教育委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県委員会」と読み替へるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案
恩給法の特例に関する件の措置に関する法律

(恩給法の特例に関する件の一部改正)

第一條 恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七條及び第八條を次のように改める。

第七條 及第八條 削除
第九條中「前八條」を「第一條乃至第六條」に改める。

(恩給法の特例に関する件の効力)
第二條 恩給法の特例に関する件は、昭和二十八年三月三十一日まで、法律としての効力を有するものとする。

(恩給法特例審議会)
第三條 恩給法の特例に関する件

昭和二十七年三月二十二日発行

- 一條に規定する軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に関する重要事項を調査審議させるため、総理府の附屬機関として恩給法特例審議会を置く。
- 前項の恩給法特例審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除く外、政令で定める。

附則

- この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。
- この法律施行の際改正前の恩給法の特例に関する件第八條第一項又は第二項の規定により恩給を受ける資格又は権利を失つてゐる者については、なお従前の例による。
- 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中

恩給審議会	恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定事項を審査すること。
-------	--------------------------------

恩給審議会	恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定事項を審査すること。
-------	--------------------------------

恩給法特例審議会	恩給法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二十号)の規定に基き軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に関する重要事項を調査審議すること。
----------	---

に改める。

参議院事務局

印刷者 印刷局